

高知県DV被害者支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策の実施に関する高知県DV被害者支援計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、関係者の幅広い参画を得て、その内容を検討するため、高知県DV被害者支援計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の内容に関する事項
- (2) その他計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員10名程度で組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は委員会を代表し、委員会の会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の時は委員長の職務を行う。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ成立しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会の会議に、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めることのほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。